

平成 16 年（ワ）第 16702 号・平成 17 年（ワ）第 10492 号


原告 ○○○○ 外 123 名

被告 西東京市

陳 述 書

2006 年（平成 18 年）11 月 21 日

東京地方裁判所民事第 7 部合 B 通係 御中

森 輝 雄 

1 経歴、職業、西東京での生活状況

私は 1947 年生まれで、59 歳になります。西東京市には旧保谷市時代の 1972 年から居住しています。当初は旧保谷市本町 2 丁目に、その後、1983 年に現住所に市内転居して現在に至っています。妻と 4 人の子どもがいます。うち二人は自立して市外に居住しています。

私は 1983 年から宅配便の運転者として、主に現在の西東京地域で配送業務を行なってきました。

仕事柄、私が市内やその近辺にいるため、子どもの成長に伴って、保育園や学校等の保護者会役員を引き受けることが多く、福祉・教育を中心に市民の運動に参加する機会がたくさんありました。

子どもの人権問題に取り組むサークルを立ち上げて学習、研究活動を行っていた 1992 年に旧保谷市の社会教育委員に就任し、2 期 4 年間在任しました。現在は 1999 年から市議会議員をしています。

2 私の住基ネットについての考え

私は住基ネットが国による私たちの情報の一元管理を目指すものであり、コー

ド付の個人情報名寄せにより簡単に一群のものにできるため、国民総背番号制そのものであると感じてきました。また、インターネットは双方向性の情報交換ツールであり、インターネットを利用するネットワークは当然にも情報漏洩の可能性が高く、コード付の個人情報の漏洩はプライバシーを極限まで侵害することなど、当初から住基ネットには危険性を感じていました。行政が同様の認識を持っていたとは思えません。住基台帳が原則公開とされていたために、住基の氏名、性別、年齢、住所を公開情報と考えていたのが実態でした。

またこれまで行政が扱ってきたコンピューターシステムは閉鎖系であり、他との接続を禁止するなど、厳重な独立体系を維持してきたために、あとで説明するように、行政はインターネットの持つ危険性を十分認識していないように見えました。

私は住民票筆頭者として、住民票コードのあて先人になっていました。だから、住民票コードは私の名前で一通が送られてきました。同居家族4人分のコードが記載されていたはずですが、開封していませんので確認はしていません。

これもあとで述べますが、私は議員という立場上、職員から説明を聞く機会があったので住基ネットの問題点や危険性などを公式に、また非公式に、行政に伝えてきました。そんな中で家族全員分を一通のはがきにして住民票コードが送られてきたことにも憤りと不信感を持ちました。

私は現在も運送業者として、月に一度、数日間をかけて、市内全域にメール便を配達しています。住民票コードが郵送された時期がちょうどその時と重なったために、市内各所で住民票コードのはがきを見かけました。中には、明らかに住人が不在と思われる、大量のチラシやダイレクトメールが詰まった郵便受けに、無造作に突っ込まれたものもありました。それらの住民票コードのはがきは、その後何日も放置されていました。そんなことがあり、行政の個人情報の取り扱いにいつそう不安を覚えました。

住民票コードの送付を受けたあと、市外への情報提供の禁止を求めて、自己情報の提供の中止を申し入れました。個人情報保護条例にのっとりた手続きです。申し入れは却下され、不服申し立てをするつもりでいたのですが、時機を失してできませんでした。

また、同時に大勢の市民が住民票コードを返還すると知り、共同歩調をとって、市長応接室で返還しました(甲57の2)。助役が受け取ったと記憶していますが、

その際に市のほうからのコメントは特段なかったように記憶しています。

3 議会での住基ネットに関する初めての質問

議員として住基ネットに関して最初に質問をしたのは、「個人情報保護条例」の改正案が提案された 2000 年のことです。

西東京市は 2001 年 1 月に旧保谷市と旧田無市が合併して誕生しましたが、合併前年、2000 年 9 月の旧保谷市議会に「個人情報保護条例」の改正案が提案されました（甲 57 の 3）。

改正内容は、「市の電子計算組織を、国または他の地方公共団体と通信回線で結合することを禁止」とした第 12 条に但し書き「ただし、法令に特別の定めがある場合又は審議会が個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めた場合は、この限りでない」（甲 57 の 3）を付けて、接続を認めるというものでした。すでに述べたとおり、かつて市の事務にコンピューターシステムを導入するに際して、情報漏洩の危険性があることから、他のコンピューターシステムと相互に連結させてはならないという規則を条例に盛り込むことによって、行政が電算化を推し進めたという経過を聞いたことがありました。

ちょうど、住基ネットに関連して、総務省から各自治体に同様の規則を変更するように働きかけが行なわれていたようであったために、当然その関連があるものと考え、結合の禁止を解除するのは住基ネット導入のためではないかという質疑を行ないました（甲 57 の 3）。市の答弁は、合併後の事務一元化に向けて事前準備をするために、結合の禁止条項を削除する必要があるというものでした（甲 57 の 3）。しかし、提案理由は「個人情報保護制度のより一層の適正化を図るため、見直しをする必要がある。」というもので、この条項の削除が住基ネットのためでもあるとの疑いは解消することはできませんでした。しかし、合併による電算システムの一元化が必要なこともまた疑いようもないために、条例改正には賛成せざるを得ませんでした。法令に定めがあったり、審議会が認めたりすればそれまで危険であったものが直ちに安全になるという理由がわかりません。

私は、政府が電子政府、電子自治体の推進を口実にしながら、この条例の「電子計算組織の結合の禁止」規定で住基ネットへの接続が抑制されないように先手を打ったものと理解しています。ただ、合併時期のシステム統合と重なったため

に議論をすりかえられてしまったようで残念でした。

4 住基ネットのことをほとんど知らない市長と職員

住基ネットを正面にすえた市に対する質問は、住民基本台帳ネットワークシステムが抱える問題点についてどう認識しているか、市民にとっての有用性とは何か、費用対効果は考えられているのかなど、市の財政事情も含めてかなり広範にわたります。

問題点として市が認識していることはほとんどなく、横浜や杉並の動きに多少ふらつく様子もあったものの、説明としては「セキュリティについて市は万全の対応をしている」「地方自治情報センターも公的なセクターだから万全の対策を採っているものと思う」といったような趣旨の答弁をしています（甲 57 の 4）。

後の点については市民の個人情報了他に預けてただ「相手を信頼しています」とのみ説明していることになり、大変危険だと思いました。もし事故があった際の対応はどうするのかということについても、そのときは切断するというだけで、事故に対する影響の大きさを認識していないように感じました。

市民にとっての有用性については、付記転入・転出、全国どこでも住民票が取れる、身分証明書代わり、公的個人認証の手続きができる、などと説明していました。しかし、それだけで有用性を説明しきれないので、住基カードの空き容量を使って独自の情報や利用場面を作成する予定だとの説明が繰り返されています（甲 57 の 5、6）。もちろん現在に至るも、市による独自利用の提案はまったくないし、独自利用をした場合に必要となるセキュリティ対策にさらに膨大な費用を費やすことになりかねません。口では言っている、実際に独自利用が可能な状況ではなく、苦し紛れの説明だと理解しています。

市民の個人情報の重大性を甘くしか認識していない行政に、住基ネットへの接続を早期にやめさせることをめざして、今も質疑を行なっています。

5 西東京市民の生活は豊かになったか、行政は効率化したか

市は「転入、転出の際、転入届を出しに行ったときに、住基カードがあれば転出証明書の添付が必要ない」「公的個人認証の手続きができる」「身分証明書とし

での利用ができる」ということを市民のメリットとして説明していました（甲 57 の 5、6）。しかし、これらはいずれも、まれに利用するものであって日常的な市民生活とはかけ離れたものです。多くの市民がメリットとして享受するようなものではなく、極めて限られた人たちが利用するに過ぎません。市民の生活を豊かにするようなものとは全くいえません。

また、市が説明するメリットがあるということだけならば、行政事務の効率化にはまったく貢献していません。むしろ、余計な事務が増えただけ、というのが実態だといえます。

市は、住基ネットワークシステムを通じた市民の 4 情報へのアクセス件数が 5 万件あることを持って、市民に利便性がある、住基ネットの存在価値があると説明しますが（甲 57 の 7）、国にとってのメリットであって、実態は市の費用で国の事務を手伝うものになっています。

6 住基ネットの費用対効果

市によれば、費用対効果を図ることができる性格の事務ではないので、確認していないということです（甲 57 の 4）。しかし、国の事務を手伝うことによって、費用が発生します。現在までに西東京市が費やした費用は 2005 年度末時点で、人件費換算費用 1,500 万円を加えて、1 億 3,800 万円余になります。今後、概算 1,200 万円ほどの年間経費と 530 万円程度の年間人件費がかかります。住基カードを持っている人だけがこの経費の恩恵を受けることができますので、ほとんどが国の利用に便宜を図った費用と見ることができます。5 万件というアクセス回数ということでしたので、いわば一件あたり 350 円の補助金を出しているようなものだと考えることができますが、国等からの業務上での照会にかかる部分があり、実際に手数料に関わる部分は 6 千件に過ぎません。したがってこの数でかかった費用を割り返すと、1 件当たり 4,325 円もの補助をしている計算になります。

実際に利用している人の実態はわかりませんが、少なくとも市民の税金から補助金を支給しなければならない人たちや行為ではありません。昨今、行政では行財政改革や事務事業の見直しの中で、受益者負担の原則を強化してきています。住基ネットの利用がなければ、住民票を請求に来る人たちですから、発行手数料の分 200 円を合わせて、4,825 円もの補助をしている計算になります。

この費用は住基ネットによる市財政へのマイナス効果であって、費用対効果がないばかりか、本来行政が負担すべきでない費用を支払うことになっている事務事業だというべきです。現在の地方行政の財政状況では無駄の象徴と言うしかありません。

7 ちぐはぐな市の対応

市は最初、本件事務を法定受託事務と勘違いしていた様子でした。担当者に、自治事務なのだから、国に擦り寄ることなく、市の判断で参加、不参加を決めるべきだといったことに対して、自治事務ではない、接続しないと法律違反になるといっていました。しかし、私の説明に思い当たることがあったのか、明らかにあわてていた様子がありました。その後、議会の質問に対して、自治事務だと答えていましたので、正しい認識に至ったのだと思いました。

ただ、実態としては、相変わらず、接続しないと法律違反になるという説明を繰り返し、自治事務であることの意味を理解していません。地方分権一括法で、自治体に法律解釈権が発生している時代に、国の法律で全国一律に実施することが強制されるようなものが自治事務であるわけがありません。

市の説明に関わらず、市が自治事務として対処しているとはとても考えられないのが現状です。住民福祉の向上が自治体の最大責務であり、この点からもこの住民基本台帳ネットワークシステムが自治体の業務として理にかなっているものとはいえません

また、西東京市は、住基法によって住基4情報は原則公開されるべきものとの説明をしています。住基法の改正で現在では4情報は原則非公開とするものへと180度変更されました。

しかし、市がその説明をしていたころは、ダイレクトメール業者の大量閲覧が大問題になり、ほとんどの自治体が閲覧手数料の引き上げをはじめとする、さまざまな制限措置を講じていた時期でした。西東京市も、手数料の引き上げ、閲覧方法の変更などの行なっていました。私も、閲覧制限するよう質問をしています(甲57の8、9)。

住基台帳では閲覧制限をしてでも非公開に近づくような方策を模索しながら、住基ネットでは住基法で原則公開になっていることを理由に接続に問題はないと説明するなど、あまりにもご都合主義的な対応になっています。

8 個人情報流出の不安を払拭するために

議員として知ることができた情報は、極力市民にお知らせしています。市民の一人として市の対応に憤りを抱くとともに、さまざまな人がさまざまな理由で、心配していることと思っています。

性同一性障害の方にとっては性別を知られることが存在を否定されることとなります。年齢を一般に知られたくない人もたくさんいます。住所（電話番号のときもある）を秘匿しておきたいために電話帳への搭載を断る人はたくさんいます。住基法が4情報を垂れ流してきた結果、自己防衛が無に帰したケースも少なくないはずです。住基コードによって住基ネットは住基法が垂れ流していたのとは異質の、もっと深刻な事態の発生をもたらします。住基ネット情報を元に個人情報丸裸にされる事態は単なる杞憂にとどまりません。

この不安感、不信感は損害賠償で拭いきれるものではありません。

裁判所が私たち原告の損害賠償請求を認めることで、住基ネットの廃止に繋がればよいと願っています。